

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社田淵建築設計事務所

業者の住所 : 和歌山県和歌山市築港4-2-1

2 指名停止の期間 : 令和5年1月26日～令和5年4月25日(3か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 全地区

4 事実概要

当該事業者の元代表取締役は、和歌山県海南市発注の市有建物の設計を巡り、贈賄の容疑で和歌山県警に逮捕された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第3号ア(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～2 省略	省略
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から 全地区を対象として3か月以上9か月以内
イ 一般役員等	発生地区を対象として2か月以上6か月以内 発生外地区を対象として1か月以上3か月以内
ウ 使用人	発生地区を対象として1か月以上3か月以内
4～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)